

## ラオス法整備支援プロジェクト準備段階に参加して

名古屋大学大学院法学研究科 教授

酒 井 一

- 1 先般、ラオスの民事訴訟法に関する新たな法整備支援に着手するための準備として、合計3度にわたり準備的ワークショップが開かれた。筆者は、これらに参加する機会を与えられた。本稿では、その概略の報告と若干の感想、法整備支援に関する雑感を述べることにしたい。
- 2 ワークショップのうち最初の2回は、まさにプロジェクト立ち上げ準備のためのインタビューであり、最後の1回は現地セミナーの形で行われた。
  - (1) 第1回ワークショップは、2009年11月27日に名古屋大学のCALE (Center for Asian Legal Exchange) で開かれた。日本側の参加者は、法務総合研究所から赤根智子部長と渡部洋子教官、出口雅久・立命館大学法学部教授並びにCALEから鮎京正訓教授であった。ラオス側からは、名古屋大学の留学生が参加した。そのメンバーは、いずれもラオスの要職にあるか、将来要職を担うことが期待されるものばかりであり、現職の裁判官や大学教員も含まれている。もともと、彼らはそれぞれに修士号・博士号を取得するべく名古屋大学で研究を行っているものであり、それぞれが各自の専門領域を持っており、必ずしも民事訴訟・裁判を専攻しているわけではない。名古屋大学に所属する筆者も含め、鮎京教授を除く参加者は相互に初対面であり、自己紹介から始まった。振り返ってみると、ラオス側の参加者は緊張した面持ちであったように思う。彼らは、法整備支援の準備のため、ラオス法に関する調査が実施されるという触れ込みで、民事訴訟法及び刑事訴訟法に関する課題を与えられ、回答を求められていたのである。ラオスの将来を背負ったような気持ちになってもおかしくないかもしれない。また、仲間同士の目もあり、専門外のことについても答えなければならず、緊張するなというほうが無理だったかもしれない。

さて、第1回のワークショップに先立って渡部教官と何度かメールで打合せを行い、ラオスにおける民事訴訟法の基本的な観念について確認することを目標に設定した。すなわち、処分権主義や弁論主義、既判力に関する、ラオスにおける基本的な姿勢・理解の確認を試みることにした。法整備支援を始めるには、こちらがまず相手国の法観念を理解することから始めなければならない、と考えたからである。例えば、日本の民事訴訟法では馴染みがなく、旧社会主義諸国にみられる特徴的の制度として民事訴訟への検察官の関与の制度がある。ラオスも検察官の関与の制度を持っており、その制度趣旨や実

態について確認する必要が認められる。時間の関係などを考えると、それらのすべてについて1回で解明できるとは、もちろん初めから期待していなかった。しかしながら、ラオス民事訴訟法に関する理解なしに法整備支援に着手することは不可能と考えられ、ともかく議論の共通の基盤を構築する必要があり、その端緒を得ることから始めなければならなかった。

また、一般的・抽象的な議論が後に開始されるであろう法整備支援事業の準備としてふさわしくなく、期待した成果を得られずに終わることは明らかであった。そこで、渡部教官が作成した消費貸借の設例をもとに、ラオス側の参加者らに会合までに一応の回答を準備するように要請することとした。設例は以下のようなものである。すなわち、BがAから金員（ラオスの通貨単位はキープであり、1キープは約0.01円である。被支援国との経済規模の相違に法整備支援にも事例設定の難しさがある。現実味のない事例設定をして、議論が間違った方向に行きかけることがある。例えば、「そんな金額のお金を借りるなんてありえない」とか、「裁判にまで持ち出さない」といった現実的な話になってしまい、個人的には面白いのであるが、結果的に時間のロスにつながりかねない。）を貸借する際に、Cが保証人となったが、Bが借金を返済しないまま行方をくらまし、AがCに保証債務履行の訴えを提起した。その後、CがBの所在を突き止め、Bに問いただしたところ、Bは借金を既に返済した、と言い出した。Bの訴訟への関与の仕方、利息請求の問題や判決確定後の処理など簡単に答えられそうではあるが、基礎的であるがゆえによくよく考えてみると非常に難しい問題となっていた。渡部教官の司会で、ラオス側から設例に対する回答をもらい、若干の質疑が交わされた。休憩に入った時には、彼らは無事発表を終え、安堵した様子であった。あたかも試験を終えた学生たちのような雰囲気さえ漂っていた。

小憩後の質疑においては、当初の予定から離れ、議論が調停手続に逸れていった。ラオスでは、提訴に先立ち、調停が実施される。最初に村で調停が試みられる。村での調停が成立しなかった場合、郡での調停が行われることになる。そこでも調停が成立しなかった場合に、ようやく訴訟が開始されることになるようである。訴訟においても、争点整理などのための準備手続の後に再び調停が試みられる。合意による解決が繰り返し模索されるのは、判決による敗訴に対する国民の名誉感情に起因するかもしれない、とする意見がだされた。また、設例の事案では、保証人に対する請求に関して、主債務者との解決が先行されるべきである、と考えられているようである。

- (2) 第2回ワークショップは、2010年2月16日に、法務総合研究所で実施された。ラオス側の参加者は第1回と同じく名古屋大学の留学生たちであったが、日本側からは鮎京先生、赤根部長、渡部教官に加え、名津井吉裕大阪大学准教授が参加した。第2回のワークショップでも第1回と同じ設例を使って、ラオス民事訴訟法の基礎概念の獲得を目標とした。前回の反省をふまえ、ラオス側に対して、回答を準備してもらいたい論点・視点をあらかじめ提示することにした。すなわち、訴訟の対象、主張及び立証に関する基本的な捉え方を前提に、設問に対応した論点をあらかじめ示すこととしたのである。そ

して、ラオス側に回答のメモを求めたが、提出されなかった。しかしながら、刑事訴訟法についての準備もあり、準備の期間やラオス側の人的体制などに鑑みて、致し方なかったであろう。もっとも、ラオス側からの回答は、内容的にしっかりしたものであり、前回不明確であった点の若干が明確にされた。ラオス側の参加者は、インタビューに慣れたためか、大阪まで遠征してきたことにより気分転換ができたためか、前回と比べてかなりリラックスしている様子であった。時間的な制約があったことは否めないが、現地セミナーの端緒が得られ、活用することができた。現地セミナーの成果は、彼らに負うところが大きい。

ラオス側の参加者から得られた情報をもとに、名津井准教授が事案を整理し、基本的な概念整理に資する設問に仕上げ、現地セミナーに臨むこととなった。当初の設例は、現実味を優先したため3名の登場人物を設定した。

- (3) 2010年2月18日に、第3回会合としての現地セミナーに先立って、ラオスの現地セミナー参加者と日本側の参加者での顔合わせの機会がもたれた。日本側の参加者が大阪の法務総合研究所に、ラオス側の参加者がJICAラオス事務所（ビエンチャン）に参集し、両会場をテレビ会議システムでつないで実施された。いつもながら技術の進歩に驚かされる。浦島太郎の気分である。

さて、我々は現地セミナーでの議論の焦点を絞り易くするため、事例を簡略化し、保証人に対する請求ではなく、主債務者本人に対する請求とした。渡部教官が要件事実に沿った事実整理をしてくれたので、それをラオス側に提示し、事実整理の仕方や主張の要否、当事者が欠席した場合の処理を確認していくこととした。また、名津井准教授が、設問ごとにラオス側からの想定される回答を作成してくれた。回答もひとつでなく、考えられる複数の想定回答を用意し、それがいかなる考察に基づくものかまで検討してもらった。

直接の担当者らとのワークショップはやはり実りが大きい。とりわけ、顔を見ながらの対面での議論は収穫が大きいように感じられる。しかし、テレビ画面を通じたやりとりは、隔靴痛痒を搔く感を否めない。画面に自分の顔が映し出されるのは面白いが、やはり照れくさい。ワークショップ一般の問題であるが、口頭での議論は即時性があり、もっとも効率的に情報を得ることができる。国際交流という意味でも有意義である。反面、しっかりと記録に残さないと、参加者の記憶が薄れ、一過性の議論に終わりがちであり、正確な相互理解のない結果に陥る危険をはらむ。書面による補充が必要であるし、双方があらかじめ議論の内容について準備できるように早期の書面の交換が必要であろう。民事訴訟における準備手続と共通する。

- (4) 3月12日にラオスの現地セミナーが開催され、活発な意見交換が行われた。前日の11日には刑事訴訟法のセミナーが行われており、刑事訴訟法の専門家としてセミナーに参加されていた洲見光男・同志社大学法科大学院教授が引き続き民事訴訟法のセミナーにも同席いただいた。終始にこやかにされていたが、お目付役的存在感がある。

現地セミナーも、渡部教官の司会のもと、名津井准教授が中心となって進められた。

想定回答が的中したか否かは問題ではなく（読者諸氏の想像に任せたい）、間違いなく役に立った。セミナーやワークショップにおけるラオス側の回答が想定範囲内であったのは、他の法整備支援におけると同じである。セミナー参加者のレベルになれば、法律問題に関して大きく結論を外すことはない。注意を要するのは、結論に至るまでの論理過程であり、時間をかけて確認する必要がある。

現地セミナーでのもう一つの収穫は、カウンターパートとなることが予定された担当者グループが参加しており、その様子をうかがうことができたことである。直接に言葉を交わす機会はなかったが、やはり担当者と直接に対面で議論を交わすことは、意義深いであろう。現地セミナーやワークショップ一般に通じることであるが、相手国で実際の担当者と対面で議論することは、相手方の反応を確かめながら、直接に意図を伝えることができ、実効的であろう。

- 2 つぎに、筆者のこれまでの法整備支援事業に関する経験をもとに、法整備の在り方についての感想を述べることをお許し願いたい。ここに述べる感想の多くは、自省に基づくものである。

法整備支援の基本は、相手国のニーズに沿ったものでなければならない。もっとも、法整備支援事業においては、相手国が必要とする支援を自覚できないでいる場合も少なくないかもしれない。そのため問題意識を喚起する作業が必要となることもあろう。もっとも、この点に関しては、現地の長期専門家を始めJICAの専門家や職員の方たちが、支援を開始するに当たりしっかりと押さえてくれており、これまでの経験では楽をさせてもらったように感じる。我々に最初に求められるのは、相手国の状況を正確に理解することである。法制度だけでなく、文化や政治・経済の状況や国民のメンタリティーなども視野に入れておかなければならない。それまで触れることのなかった異国の文化や社会を理解することは容易でない。法務総合研究所やJICAの専門家や職員の方たちからのレクチャーは貴重であり、第一級の資料である。メンタリティーという面からすると、民事訴訟法という分野では、価値観の衝突が相対的に少なく、比較的支援のしやすい（気が楽な）分野である。外国の制度を理解するためには、頭が柔らかくなければならない。当たり前と言われるかもしれないが、これが意外と難しい。頑固な頭を持ってみればおかしな制度も、見方を変えることにより合理性を持つてくる。価値観にこだわりの少ない民事訴訟法では、この現象が実に多く、厄介でもある。民事訴訟においては、「これしかあり得ない」といった議論は成り立ちにくい。たとえ日本の民事訴訟法の解釈としては成り立ちえない議論であっても、外国の民事訴訟法では十分成り立つ議論であることも少なくない。先入観を捨て去らなければならない。自国の解釈論や立法についての決定権や責任は、各国（の国民）が持っている。法整備支援でできるのは、選択肢と各選択肢のメリット・デメリットを提示することである。押し付けることは実際にもできないであろうが、お仕着せの印象を持たれないように気を付けたい。心の持ちようの問題かもしれないが、「支援」という言葉に象徴されるように、つい「上から目線」になりがちである。慎みたい。先に法整備支援事業に携わったベトナムでは、儒教思想の影響からか年長者を重んじる気風が強かった（ラ

オスも似ているかもしれない)。参加者のほとんどが筆者より若かったことは幸いであった。なんとなく気分的に楽であった。年齢を聞かれることもあったが、若く見えたのか、実年齢を聞いて驚かれた。また、相手国や参加者は対等な相手であり、国を代表するエリートなのである。彼らに対する尊敬の裏返しとして、議論に関しての手加減や容赦は一切しないように心がけたい。そして、自らの誤りも素直に認めるようにしたい。専門家としてワークショップなどに参加しているので、勇気がいる。つい意固地になってしまいがちである。

相互理解という観点からは、懇親会や会議の途中休憩の際の立ち話も大切であろうか。3月の現地セミナーでもラオス国立大学やカウンターパートの人たちとセミナー終了後に夕食を共にする機会を持つことができた。くつろいだ雰囲気での会話もお互いを理解するために有意義であろう。

- 3 話題が一般論化してしまった。民事訴訟法の法整備支援に目を向けたい。民事訴訟法が民法の従法と位置づけられた時期があったように、民事の問題を考える際には実体法的思考が優先する。この傾向は仕方がない。民事訴訟の目的のひとつに実体権の保護があり、この実体法的な結論を見据え、それを尊重することは誤っていない。しかし、民事訴訟法が実体法からの独立を果たし、実体法とは異なった思考回路が必要な法分野に成長していることもまた事実である。手続法が実体法と離れ、実体的価値観から解放されたことによって、例えば手続的正義に関する国境を越えた議論ができ、ある程度の共通認識が形成されつつある。実体法とつかず離れずの思考が必要となる。手続法的思考回路の涵養は難しい。

また、しばしば陥りやすい問題として、つい日本の民事訴訟法を前提にものを考えてしまう点がある。例えば、弁論主義が民事訴訟の絶対的要請ではないし、公開主義も必須とまでいえない。じつは日本の民事訴訟が特異なのかもしれない。我が国は、アメリカ型の司法制度を備えながら、ドイツ法系に属する民事訴訟を持つ。やはりドイツ法的な思考をしがちである。民事訴訟の出発点とする訴訟物に関する論争もドイツ法系のものであり、しかも実体法説(旧訴訟物理論)は今やドイツでは完全な異説である。日本の民事訴訟法解釈を前提に考えると思わぬ過ちを犯すことにつながる。

また、法整備支援は実務に直結する。特に訴訟制度は、法規定や法解釈を整備するだけでは、十分に機能しない。実際に裁判を動かす実務家は欠かせない。相手国の国情に合った支援が必要である。パイロットが十分に育っていないところに、ジェット機を送っても意味がない。継続的な支援が必要であり、訴訟法の場合、法曹養成・教育が続く。

人材育成という観点からすると、相手国に通訳者の育成を促すべきではないか。法整備支援にとって、正確な通訳が不可欠であり、誤訳・超訳は命取りである。通訳者の安定した供給が必要である。今回のワークショップ・現地セミナーでは、瀬戸裕之氏の献身的な働きがあった。大いなる貢献に敬意を表したい。

- 4 筆者は、かつて、わずかな期間ではあるが、ベトナム民事訴訟法制定の際の法整備支援にかかわることができた。ベトナムとラオスは隣国である。しかし、経済の発展のみなら

ず、法整備の状況においても、ベトナムがラオスより進んでいることは事実である。ビエンチャンのワットタイ国際空港とハノイのノイバイ国際空港を比べれば一目瞭然である。ラオスはまた大国のタイに隣接する。ビエンチャンにはバンコク・スワンナプーム国際空港から夜21時ころに到着する。往路は22時ころにビエンチャン国際空港を発つ便を利用し、タイ国際空港には23時ころに到着した。空からみたビエンチャンとバンコクの夜景は全く異なっていた。経済力の格差は歴然としている。ビエンチャン市内から車を少し走らせると道端でゾウに出会えるのもラオスの大きな魅力であるが、大国に挟まれたラオスにとって経済の発展とともに法制度の整備は急務であろう。

我が国を振り返ると、明治維新时期において、国家の近代化がまさに死活問題であった。我が国の先達は西欧諸国の法制度を学び、国内法制度の整備に取り組んできた。まさに国家をあげての一大事業であった。この時期に日本の法制度の骨格が出来上がったと評価できる。その後も太平洋戦争終結時に日本国憲法の制定という大きな変革を経験した。また、商法・会社法に関しては何度も大きな法改正が行われ、民事手続法分野でも民事執行法・保全法をはじめとして、民事訴訟法、倒産法の全面改正を被った。民法においては、家族法分野や法人の分野など諸所での手直しを経て、債権法の全面改正の議論が俎上に上がっている。刑事法の分野で目を引くのは、何といても裁判員制度の導入である。明治維新时期を法制度改革の第一期とするならば、終戦時を第二期、現代を第三期とすることができるのではなかろうか。

東南アジアをはじめとする近隣諸国に目を転じると、その状況は、我が国の法制度改革の第一期と比すべきに映る。法制度を整備・改革する際には、諸外国の法制度が比較されるのが常であり、我が国の法改正においても諸外国の法制度が参考とされた。明治期の立案担当者の調査力は驚異的である。現在の東南アジア諸国は、明治期の我が国と似た状況にあると想像する。畏敬の念を禁じえない。

- 5 現地セミナーを終え、疲れの中に安堵の気持ちを抱いて帰国の途に就いた。このような充実した感覚を持ちえたのは、JICAや法務総合研究所の方たちの行き届いた手配と配慮のおかげである。苦労は多いが世間の目につきにくく、骨の折れる周到な準備と心遣いには何時も頭が下がる思いである。今回のラオスセミナーもその例に漏れない。ラオスにおいても終始目配りがされていた。そのおかげでラオスに対する一層の好印象を土産に持ち帰ることができた。JICAや法務総合研究所の方々の配慮に深く感謝し、筆を置く。